

労働者派遣事業に係る情報公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を公開致します。

事業所の名称	株式会社Gファクトリー 派遣事業部 大阪営業所	
事業所の所在地	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4丁目3番8号	Tel:06-6304-5701 新大阪阪神ビル4階
① 派遣労働者の数 (2023年5月1日時点)	65名	
② 派遣先事業所の数 (2023年5月1日時点)	10社	
③ 労働者派遣料金 (1日8時間あたりの額の平均)	16,124円	
④ 派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの額の平均)	11,658円	
⑤ マージン率	38.3%	

※③～⑤算出対象期間：2023年1月1日～2023年3月31日

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※ マージン率には使用者負担分の社会保険料や労働保険料・教育研修費・通勤交通費・求人広告費・派遣就業をされている皆様の有給休暇相当分・一般検診及び生活習慣病検診の受診費・法人の運営費・その他福利厚生に関する費用など含まれております。

教育訓練・福利厚生について：

- ・ 各種保険完備（健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険）
- ・ 健保組合提携優待（全国の東急ホテルズ・プリンスホテル・ほか提携企業レジャー施設の優待など  
※加盟組合：屋外広告ディスプレイ健保組合）
- ・ 技能研修講座（各種溶接・旋盤・フライス盤実習、講習（※総合請負サービス社協賛）
- ・ 当社限定年会費永久無料のUCゴールドカードへの申込（申込時審査あり）
- ・ 法定外補償（遺族補償・後遺障害補償）

雇用安定措置の実績

第1号措置 派遣先 直接雇用	第2号措置 新たな派遣先紹介	第3号措置 派遣元での無期雇用 ※派遣労働者以外	第4号措置 教育訓練 紹介予定派遣 など	合計
0	0	0	0	0

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結している
労使協定対象派遣労働者の範囲	52 金属材料製造等, 54 製品製造・加工処理, 57 機械組立の職業, 62 製品検査（金属除く）, 68 その他の輸送の職業, 76 清掃の職業
労使協定の有効期限の終期	2023年5月1日